

# 固定資産税（償却資産）の申告のお願い

問課税課資産税家屋係（市役所2階4番窓口） ☎ 32-2016

会社や個人で工場・商店などを経営している人や、駐車場やアパートなどを貸し付けている人が、事業のために用いる構築物・機械・車両・運搬具・工具・備品などの資産を「償却資産」といいます。償却資産の所有者は、毎年1月1日現在で所有する資産の申告をしてください。

**主な対象物** 土地と家屋以外で法人税法・所得税法に基づき減価償却資産として計上（固定資産台帳・減価償却明細書に記載）しているものから、無形減価償却資産（ソフトウェアなど）や自動車税・軽自動車税の課税対象となるものなどを除いたもの

**申告方法** 12月に市から送付する申告書に必要事項を記入して提出するか、eLTAXで申告する

**締め切り** 令和6年1月31日(木)

## 申告していないと・・・

さかのぼって税金や延滞金がかかる場合があります。

## 特に新規事業者はご注意ください！

1月になっても申告書が届かない場合は、必ず連絡してください。

## 調査のお願い

市では、償却資産の内容を実地調査しています。調査時は、ご協力ください。

業種	主な償却資産
全業種	外構工事（舗装路面、塀、緑化施設、フェンス、外灯など）、駐車場設備、看板、壁面文字、受変電設備、屋外給排水設備、パソコン、コピー機、ルームエアコン、防犯カメラ、応接セットなど
不動産業	自転車置き場、ごみ置き場、駐車装置、駐車料金自動計算装置など
売電事業	太陽光発電設備一式（屋根材一体型を除く）など
製造業、印刷業、倉庫業、卸売業	自家発電設備、製造設備、機械装置一式、機械の給排水設備など
建設業、工事請負業、建設機械等リース業	大型特殊自動車（ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフトなど）、発電機、機械装置一式など
店舗、小売販売業、料理飲食業	日よけ、陳列棚、カウンター、テーブル、椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器、レジスターなど
理・美容業、医（歯科）業、クリーニング業	浄化槽・管理設備、理美容椅子、医療機器一式、ガス（麻酔）設備、洗濯機、乾燥機など
ガソリンスタンド、自動車修理業	浄化槽・管理設備、地下タンク、防火壁、独立キャノピー、洗車機、器具・工具など
農業、林業、酪農業	ビニールハウス、果樹棚、ボイラー、機械装置一式、保冷庫など

# 令和4年度財政健全化判断比率などの公表

問財政課 ☎ 32-2020

令和4年度決算をもとに、市の財政状況を示す指標について算定しました。

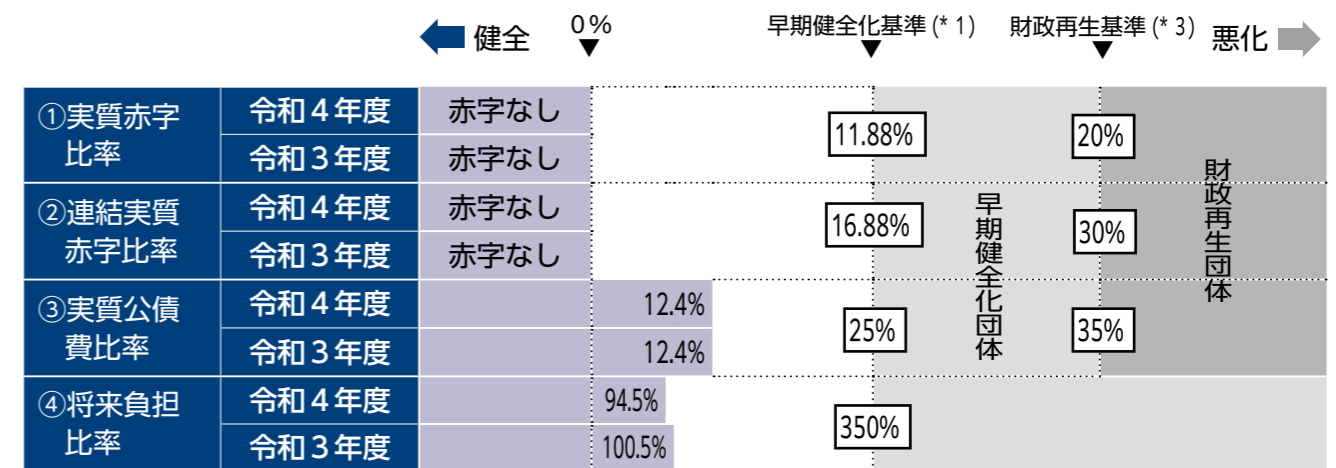
財政健全化判断比率（①実質赤字比率②連結実質赤字比率③実質公債費比率④将来負担比率）は、すべて早期健全化基準（\*1）を下回りました。

今後、少子高齢化の進行に伴う社会保障関係費の増加などが見込まれることから、市の財政はさらに厳しい状況になると予測されます。健全な財政運営を維持するため、一層の行財政改革に取り組んでいきます。

## 資金不足比率（\*2）の状況

4つの公営企業会計（水道事業会計、工業用水道事業会計、食肉処理センター特別会計、下水道事業会計）に、資金不足は発生せず、経営健全化基準（20%）に該当しませんでした。

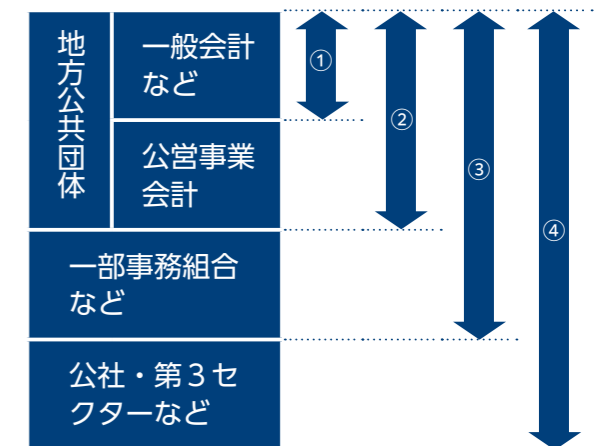
## 財政健全化判断比率の状況



## 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による4つの指標

- ①実質赤字比率** 福祉、教育、まちづくりなどを行う一般会計などの赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもの
- ②連結実質赤字比率** 公営事業会計を含めた全会計の黒字と赤字を合算し、赤字の程度を指標化したもの
- ③実質公債費比率** 借入金の返済額（支出）の標準財政規模（収入）に対する割合を指標化したもの
- ④将来負担比率** 市だけでなく、市が関係する一部事務組合などを含めた借入金などの負債残高を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示したもの

## 〈対象とする会計〉



## 語句の説明

**早期健全化基準（\*1）** 基準を超えると「早期健全化団体」となり、自主的な改善努力によって財政を健全化するため、財政健全化計画の策定や外部監査の要求などが義務付けられる

**資金不足比率（\*2）** 公営企業の資金不足を収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すもので、経営健全化基準を超えると経営健全化計画の策定や外部監査の要求などが義務付けられる

**財政再生基準（\*3）** 基準を超えると「財政再生団体」となり、国の関与による確実な再生を行うため、財政再生計画の策定などが義務付けられる

# 税の医療費控除には明細書の作成が必要です

問課税課市民税係 ☎ 32-2015

税の申告で医療費控除を受けるためには、申告者自身が作る「医療費控除の明細書」が必要です。

医療費控除の明細書の様式は、国税庁ホームページからダウンロードできます。



## ご注意ください！

- 医療費の領収書は添付できません
- 医療費控除の明細書の作成に使った領収書は、自宅などで5年間保存してください



医療費控除の明細書（見本）